

## 広島女学院大学学会特別助成規程細則

2001.	3.	27	制 定
2008.	7.	1	改 正
2012.	6.	12	〃
2013.	1.	15	〃
2014.	5.	13	〃
2015.	3.	3	〃
2018.	3.	13	〃

(目 的)

第1条 全国規模の学会で、本学院を会場として開催し、運営費の一部を助成することにより、本学の学術的広報活動に寄与できるものを対象とする。

(申 請)

第2条 学会特別助成の申請は助成の前年度3月末日までとする。

(助成額と助成期間)

第3条 当該年度開催される学会に対して1件20万円程度とする。

(申請資格)

第4条 学会特別助成は本学専任教員が申請するものとする。

(審査委員会の設置)

第5条 学会特別助成の審査及び配分額を諮問するために総合研究所委員会のもとに審査委員会を置く。

(審査委員会の構成)

第6条 審査委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 総合研究所長
- (2) 各学科長（国際教養学科を除く）
- (3) その他審査委員会が委嘱する専門委員

2 審査委員会には委員長を置き、総合研究所長がこれにあたる。

(審査と決定)

第7条 学会特別助成については、提出された申請書類に基づいて審査委員会が審査して大学評議会に諮り、学長が決定する。

(助成金の執行)

第8条 学会特別助成の執行は、当該年度2月末日までに完了しなければならない。

(受給者の義務)

第9条 助成年度末までに、学会終了報告書（会計報告を含む。）を提出しなければならない。

第10条 毎年9月末に前年度受給した助成金の執行について、本学内部監査室が行う監査及び実査を受けなければならない。

(規程の改廃)

第11条 本細則の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

1 本細則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

1 本細則は、第6条を改正し2012年6月12日から施行する。

附 則

1 本細則は、第10条を加えて2014年5月13日から施行する。

附 則

1 本細則は、第11条を加え、第7条を改正する。

2 本細則は、2009年4月1日から施行された改正規程の附則2を削って2015年4月1日から施行する。

附 則

1 本細則は、第6条及び第11条を改正し、2018年4月1日から施行する。